

サッカーU-23日本代表国際親善試合が開催されます!

U-23日本代表 対 U-23ウクライナ代表

国市民文化スポーツ局国際スポーツ大会推進室 ☎582・2411



サッカー23歳以下の日本代表の国際親善試合が本市で開催されます。3月25日(月)19時15分から、北九州スタジアム(※)(小倉駅北側)で。料前売り(指定席)一般4700~6000円、前売り(自由席)一般3500円、高校生2300円、小・中学生1100円。当日は500円増し(前売り券が完売した場合は当日券はなし)。前売り券は主要プレイガイドなどで発売中。 ※規定により正式名称で表記しています。

チケットに関する問い合わせ | 福岡県サッカー協会 ☎(092)674・2900
月~土曜日の10~17時

住民税均等割のみ課税されている世帯へ
重点支援給付金(10万円)を支給します

1 世帯あたり10万円の給付金を支給します。

対象

令和5年12月1日時点で市に住民票があり、令和5年度分の住民税が住民税均等割のみ課税されている世帯

※支給対象とならない世帯

●非課税世帯への重点給付金(7万円)の支給対象世帯

●扶養されている人だけで構成される世帯

申請方法と給付時期

① 支給対象世帯で、過去に本市で給付金の支給を受けたことがある世帯にはハガキで「支給決定通知書」を送付します(2月8日発送予定)。記載されている振込先口座に変更がない場合は手続き不要です。3月1日に支給を予定しています。

② ①以外の支給対象世帯には、水色の封筒で「支給要件確認書」を送付します(2月26日発送予定)。必要事項を記入し、4月30日までに返送してください。3月下旬から順次、支給を予定しています。

※世帯の中に転入者がいるなど、課税状況の確認が必要な世帯には、3月上旬に案内を送付します。

詳細は問を。市のホームページ(左記を読み取り)でもご覧になれます。



▲詳細は
こちらから

問 重点支援給付金コールセンター
☎0120・034・553
受付時間:月~金曜日
(祝・休日は除く)の9~17時

どう変わる? 令和6年度から適用される税制改正

上場株式等の配当所得等に係る課税方式が統一されます

上場株式等の配当等及び譲渡所得等、特定公社債等の利子所得等については、所得税と市県民税とで異なる課税方式の選択が可能でしたが、令和6年度の市県民税(令和5年分の所得税の確定申告)から、課税方式を一致させることになりました。

具体的には、所得税で申告不要を選択した場合は、市県民税でも申告不要となり、所得税で総合課税(分離課税)にて確定申告を行った場合は、市県民税においても総合課税(分離課税)で申告したこととなり、市県民税は所得税と同じ課税方式で計算されます。

所得税で上場株式等の配当所得等や譲渡所得等を確定申告すると、これらの所得は市県民税でも合計所得金額や総所得金額等に算入されることとなります。

これにより、扶養控除や配偶者控除などの適用、非課税判定、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定や各種行政サービスなどに影響が出る場合がありますのでご注意ください。

■課税方式の対照表

課税方式	令和5年度以前 (令和4年分以前)	令和6年度以降 (令和5年分以降)
所得税の課税方式	以下の3つから選択 ・申告不要(申告しない) ・総合課税 ・申告分離課税	以下の3つから選択 ・申告不要(申告しない) ・総合課税 ・申告分離課税
住民税の課税方式	以下の3つから選択 ・申告不要(申告しない) ・総合課税 ・申告分離課税	所得税で選択した課税方式で算定

森林環境税(国税)の課税が始まります

森林環境税は、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るための森林環境整備等に必要な地方財源を安定的に確保する目的で創設された国税です。令和6年度から国内に住所を有する個人に対して一人年額1000円が課税され、市県民税均等割と併せて市町村が賦課徴収を行います。また、その税収の全額が私有林人工林面積、林業就業者数と人口を基準に案分され、森林環境譲与税として市区町村や都道府県へ譲与されます。

令和6年度以降の市県民税均等割及び森林環境税について

市県民税の均等割は、東日本大震災復興基本法に基づき、平成26年度から10年間、臨時的に年額1000円(市民税・県民税それぞれ500円)が加算されていました。この臨時措置が令和5年度で終了し、令和6年度から新たに森林環境税(年額1000円)が導入されます。実質負担額は令和5年度と変わりません。

■森林環境税と市県民税均等割の課税額

税目		令和5年度	令和6年度以降
国税	森林環境税	なし	1000円
県民税	市県民税均等割	2000円	1500円
市民税		3500円	3000円
計		5500円	5500円

※所得割が課税となる人は、上記に所得割が加えられます。

問 財政局課税第一課 ☎582・2033